

1 国産農林水産物等販売促進緊急対策

【令和2年度補正予算額 140,037百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている品目（牛肉、果物、林水産物等）について、農林漁業団体、品目別団体等が行う販売促進の取組を支援するとともに、民間企業や品目間の連携による相乗効果を得るために、統一的なプロモーションを行います。また、花きについて、公共施設等における花きの活用を拡大する取組を支援するとともに、SNS等を活用し横展開を図ることにより、日常生活において花きを定着させ、海外需要の喚起、輸出拡大を目指します。

＜政策目標＞

- 余剰在庫の水準低下、価格の維持・回復（牛肉、果物、林水産物等）
- 物日以外の花きの需要額（輸出含む）を、新型コロナウイルス感染拡大前の水準以上に増加（花）

＜事業の内容＞

1. 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業

（1）支援対象となる品目

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、インバウンドの減少や輸出の滞留等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている品目（牛肉、果物、林水産物等）

（2）支援対象となる取組

- ① 対象品目に関する農林漁業団体、品目別団体、業界団体等が行う販売促進等（学校給食への提供、ネット販売、デリバリー・テイクアウト等飲食店と連携した新商品開発、直売所等の地域イベントとの連携等）
- ② 品目横断的な取組の企画・立案・実施

2. 公共施設等における花きの活用拡大支援事業

- ① 主要な空港等で各地の花きの活用拡大を通じた国内外の需要喚起
- ② 学校等における花きの活用拡大を通じた日常生活での需要喚起
- ③ メディア・SNS等を活用した国内外への情報発信

3. 事業実施主体

民間団体等（農林漁業団体、品目別団体 等）

＜事業の流れ＞



2 和牛肉保管在庫支援緊急対策

【ALIC事業 49,986百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、インバウンドや外食の需要が大幅に低下したことにより、和牛肉の需要が低下し、価格が急落し、これに伴って和牛肉在庫が積み上がっており、この状況が続けば、食肉卸売事業者の経営環境のみならず、国内の牛肉生産にも悪影響が及ぶ懸念があります。このため、販売促進に取り組む食肉卸売事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により積み上がった在庫の保管料等を支援することにより、和牛肉の円滑な流通を図ります。併せて、販売促進計画に基づき実際に販売した場合には、その実績に応じて奨励金を交付します。

<政策目標>

「食料・農業・農村基本計画」において設定された需要に応じた生産数量目標を達成

牛肉の生産量 33万トン（平成30年度）⇒ 40万トン（令和12年度まで）

<事業の内容>

(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により積み上がった和牛肉の在庫の解消を図るため、

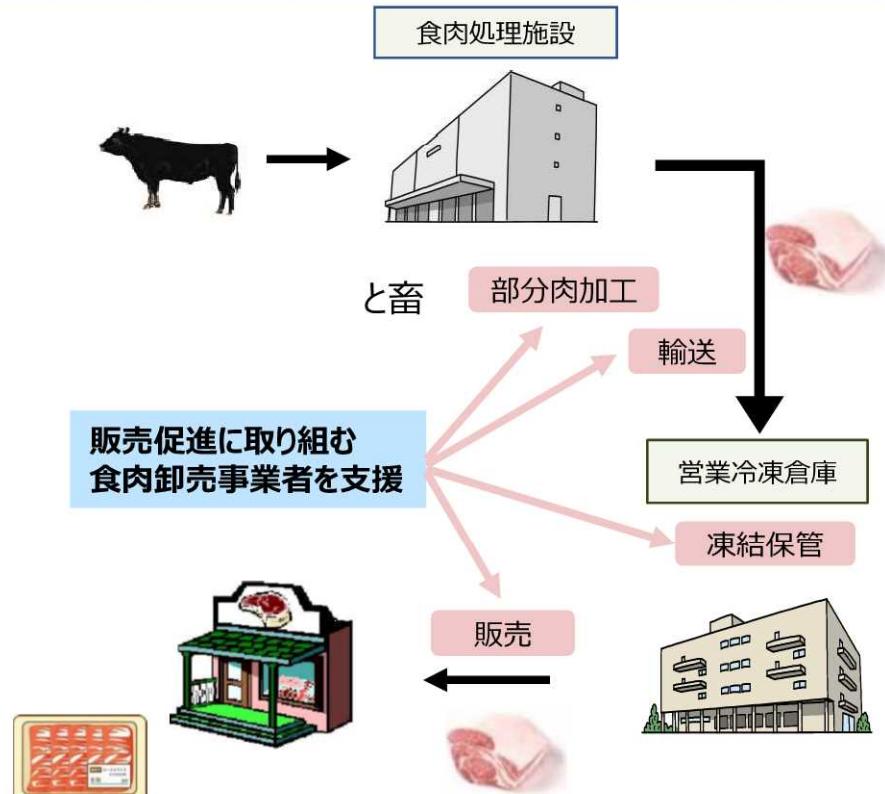
販売促進計画を作成した食肉卸売事業者に対し、当該在庫の保管経費

（凍結料、保管料、金利等）を支援します。

(2) 併せて、販売促進計画に基づき実際に販売した場合には、その実績に応じて奨励金を

交付することを通じ、在庫の解消に向けた取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 生産局食肉鷄卵課 (03-3502-5989)

3 Go To EATキャンペーンによる飲食店の需要喚起

【令和2年度補正予算額 1,679,400百万円の内数】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症の流行収束後において、甚大な影響を受けている飲食業を対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じます。

＜政策目標＞

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた地域における飲食業の需要喚起と地域の再活性化

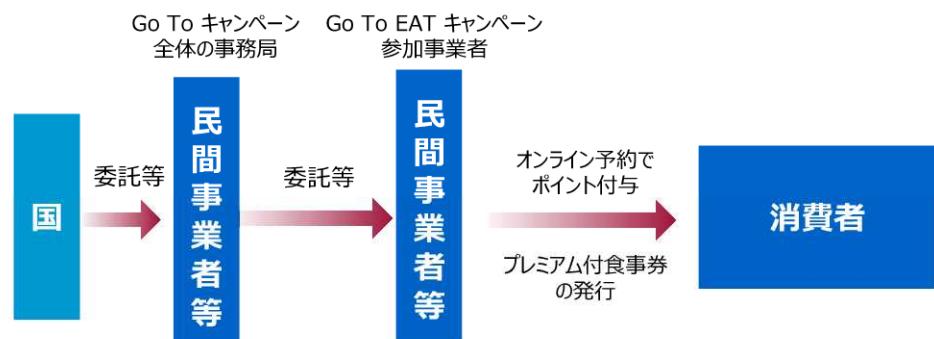
＜事業の内容＞

○ Go To EATキャンペーンによる飲食店の需要喚起

今回の感染症の流行収束後において、甚大な影響を受けている観光業、運輸業、飲食業、イベント・エンターテイメント業などを対象とした「Go To キャンペーン」の一環として、飲食業を対象に期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーン（「Go To EATキャンペーン」）を講じます。

＜事業イメージ＞

- (1) オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイント等を付与します（最大一人あたり1,000円分）。
- (2) 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（2割相当分の割引等）を発行します。



＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)

4 農業労働力確保緊急支援事業

【令和2年度補正予算額 4,646百万円】

<対策のポイント>

他地域の農業従事者等の即戦力人材や他産業従事者、学生等の多様な人材による援農・就農に必要な活動費、研修に必要な機械・設備の導入を支援することで、新型コロナウイルス感染拡大の影響による人手不足を解消し農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による農業における人手不足の解消と農業生産の維持

<事業の内容>

1. 即戦力人材による援農支援

- 他地域の農業従事者や地域の農業関係者など農業経験を有する人材が、人手不足となった農業経営体において農作業を実施（援農）する際の活動費を支援します。

2. 多様な人材による援農・就農支援

- ① 他産業従事者や学生等の多様な人材が援農・就農する際の活動費を支援します。
- ② ①の人材が、援農・就農の前後に研修機関や農業経営体等において研修を受ける際の活動費を支援します。
- ③ ①の人材を対象に、農業機械の操作方法等の指導を行う研修機関（農業大学校、農業高校等）に対し、スマート農業等の実施のための研修用の機械・設備の導入を支援します。

3. 国内人材の呼び込み

- 地域のJAや農業経営体等が、1及び2の人材を集めるため、民間の人材派遣サービス等を活用したマッチングの実施や情報発信を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

即戦力人材
多様な人材

マッチング、情報発信の支援

人手不足の産地



・他地域の農業従事者
・他産業で働いている者
・学生
等



交通費、
宿泊費（住居費）
の支援



✓地域の研修機関
✓農業法人・農家
(学校等)
✓農業サービス事業体

掛かり増し労賃、
研修費、保険料
研修用機械・設備の導入
支援



人手不足の解消、農業生産の維持
将来の農業生産を支える人材育成

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

5 労働力不足の解消に向けたスマート農業実証

【令和2年度補正予算額 1,046百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外国人技能実習生の受入制限等によって急速に深刻化する人手不足の影響を受ける品目・地域を対象に、強い生産基盤を構築するため、農業高校等と連携し、スマート農業技術の実証を緊急的に実施します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による農業における人手不足の解消

<事業の内容>

労働力不足の解消に向けたスマート農業実証

- 人手不足が深刻化する品目・地域を対象に、ロボット・AI・IoT等の活用による農作業の自動化などのスマート農業技術を現場に導入・実証し、省力化等の効果を明らかにします。
この中で、農業高校・農業大学校等と連携し、現に農業生産について学ぶ学生等に実習の機会を提供します。
- また、ローカル5G通信基盤を活用した高度なスマート農業技術について、シェアリング等の手法も活用しながら、地域での実証を推進します。

<事業イメージ>

導入が期待される省力化スマート農業技術



ドローンによる農薬散布



AIを搭載したキャベツ自動収穫機



搾乳ユニット自動搬送装置

農業高校等と連携したスマート農業技術の実証

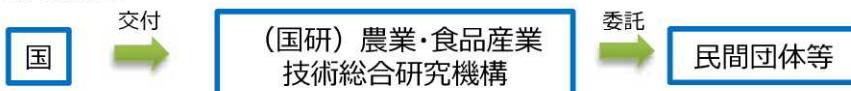


(関連事業)

農業労働力確保緊急支援事業

他産業従事者や学生等の多様な人材が、人手不足の農業経営体において農作業を実施する（援農）ための研修と活動費を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-7437)

6 水産業労働力確保緊急支援事業

【令和2年度補正予算額 280百万円】

<対策のポイント>

漁業・水産加工業が盛んな地域において、**新型コロナウイルス感染拡大の影響**により、技能実習生等が入国できない状況の中、**人手不足を解消し事業の継続**を図ります。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による漁業・水産加工業における人手不足の解消

<事業の内容>

1. 人材確保支援

地域の作業経験者等を、人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が雇用する場合、**掛け増し賃金、保険料**を支援します。

2. 遠洋漁業の船員対策事業

遠洋漁船において外国人船員の確保が困難な場合に、現在雇用している外国人船員の**継続雇用等**に要する**掛け増し経費**について業界団体を通じて支援します。

<事業イメージ>

地域の作業経験者等



・地域の作業経験者等

雇用

人手不足の経営体



✓漁業者
✓水産加工業者

掛け増し労賃、
保険料

人手不足解消

遠洋漁業において現在雇用されている外国人船員



・遠洋漁業における既存の外国人船員

雇用継続

人手不足の経営体



✓遠洋漁業者

掛け増し経費

<事業の流れ>



7 新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業

【令和2年度補正予算額 22,433百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、**利子助成金（融資枠5,000億円）等を交付します。**

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者等に対する**資金調達の円滑化**

<事業の内容>

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 3,998百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等の資金繰りや施設整備に対する日本政策金融公庫等の融資について、**貸付当初5年間実質無利子化**します。

2. 日本公庫資金円滑化貸付事業 15,200百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等に、**実質無担保等による融資**を実施するのに必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。

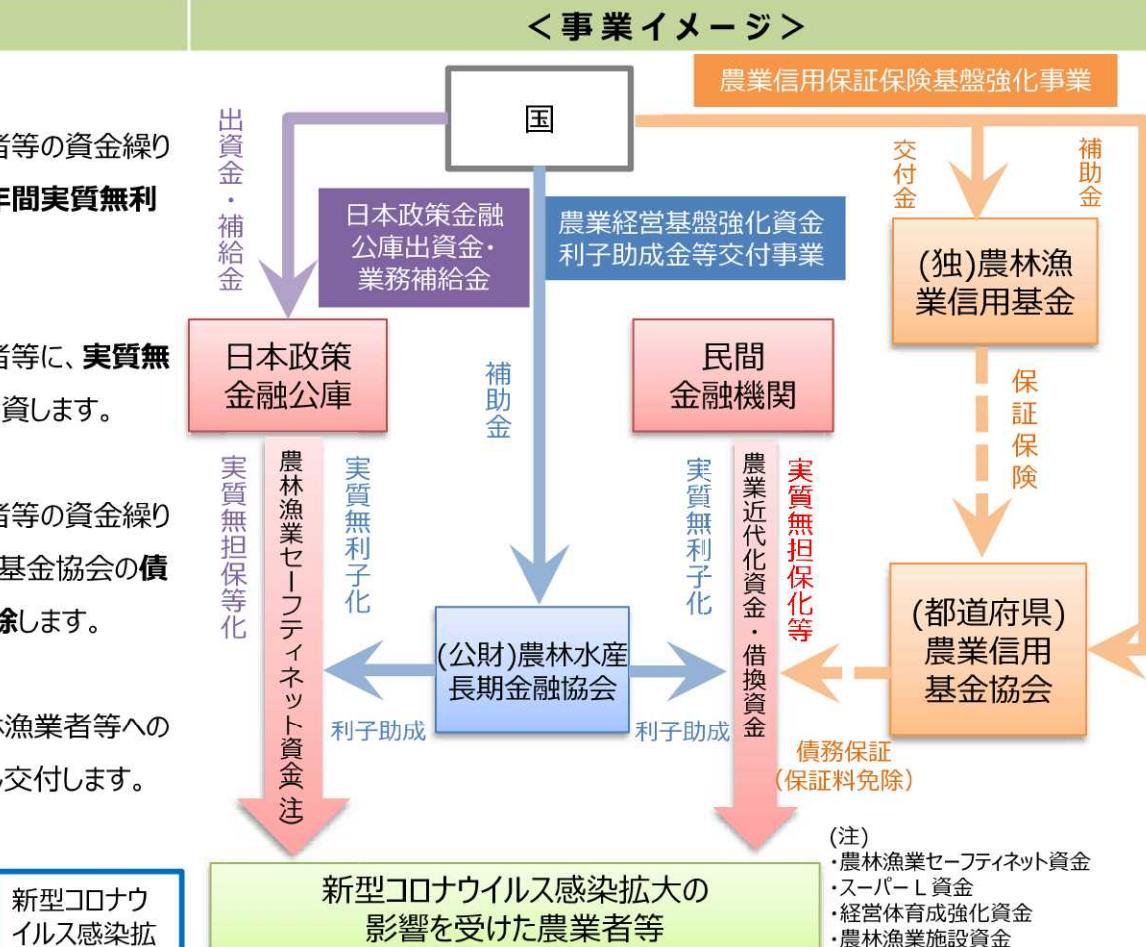
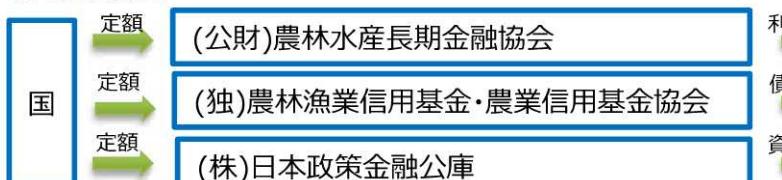
3. 農業信用保証保険基盤強化事業 2,772百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等の資金繰りや施設整備に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の**債務保証の実質無担保等での引受け及び引受当初5年間の保証料を免除**します。

4. 農林水産業者向け業務補給金 463百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資金繰りに支障を受ける農林漁業者等への貸付業務を円滑に実施するために必要な経費を日本政策金融公庫に対し交付します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 経営局金融調整課 (03-3501-3726)

8 林業・木材産業金融緊急対策

【令和2年度補正予算額 1,500百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大により、林業・木材産業においては、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、国内外での**木材需要の減少**やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっており、**事業者の事業継続に影響が生じています**。このため、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者等の経営維持・再建のための資金繰り等を支援するため、**融資の充実・円滑化等**を図ります。

<政策目標>

経営の維持安定に必要な資金調達の円滑化

<事業の内容>

1. 林業関係資金融資円滑化事業

96百万円

- 経営の維持安定が困難な林業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金について、**実質無担保・無保証人での融資**を行います。

2. 林業施設整備等利子助成事業

104百万円

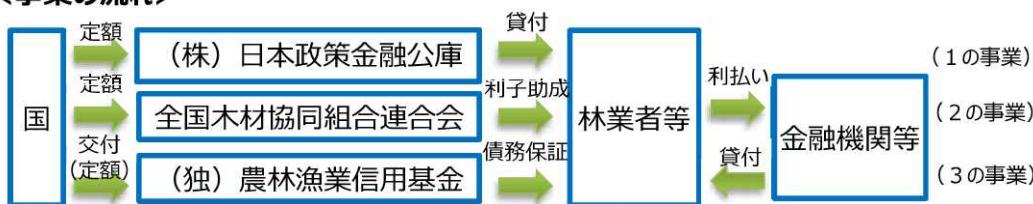
- 経営の維持安定が困難な林業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫等の農林漁業セーフティネット資金等又は3の事業を活用した民間金融機関からの借換資金について、**最大2%、貸付当初最長10年間（借換資金については最長5年間）の利子を助成**します。

3. 林業信用保証事業

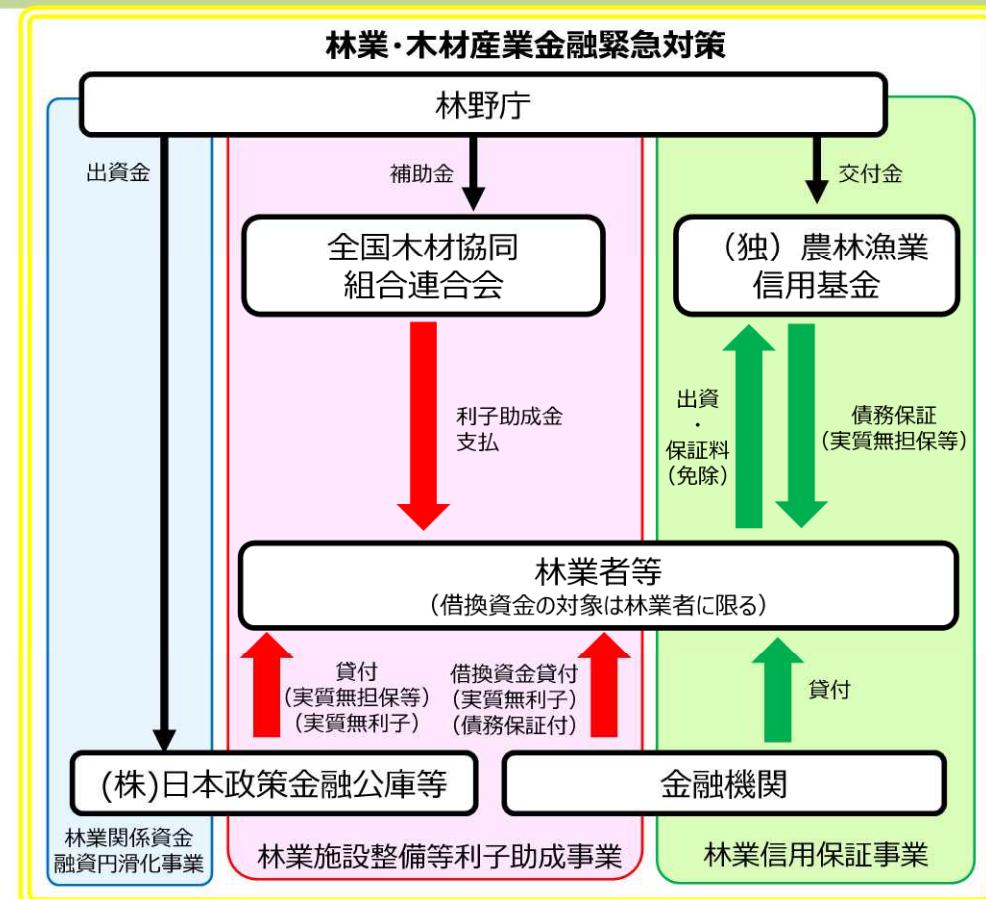
1,300百万円

- （独）農林漁業信用基金に対し、以下の経費を支援します。
 - ① 信用基金の財務基盤の毀損を防ぐとともに、**実質無担保・無保証人**で債務保証を引き受けるための経費
 - ② 経営の維持安定のために林業者等が民間金融機関から運転資金等を借り入れる際に信用基金の債務保証を利用する場合又は3の事業を活用して借換資金を借り入れる場合、**保証料を最大5年間実質免除**するための経費

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 林野庁企画課 (03-3502-8037)

9 水産金融総合対策事業

【令和2年度補正予算額 3,196百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者に対し、運転資金等の実質無利子化、実質無担保化及び保証料助成措置の金融支援を集中的に実施します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者の漁業経営に必要な運転資金等の円滑な融通

<事業の内容>

1. 漁業経営基盤強化金融支援事業 41百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者が借り入れる運転資金等について当初5年間実質無利子化を行います。

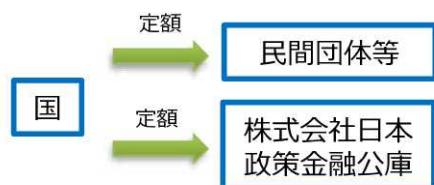
2. 漁業者保証円滑化対策事業 2,156百万円

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者が借り入れる運転資金等の実質無担保・無保証人による融資・保証を支援するとともに、当初5年間の保証料を免除します。

3. 漁業経営改善支援金融資推進事業 1,000百万円

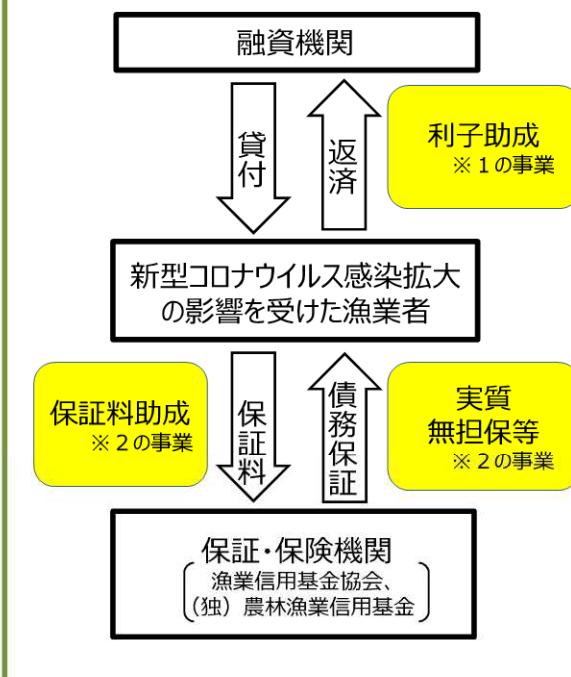
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者が借り入れる株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金について、出資することにより実質無担保等で借り入れできるよう支援します。

<事業の流れ>

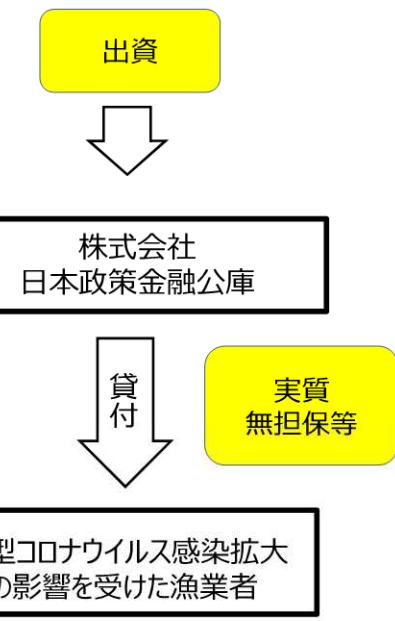


<事業イメージ>

1及び2の事業



3の事業



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課 (03-3502-8418)

10 食品産業資金金融通円滑化対策

【令和2年度補正予算額 2,200百万円】

<対策のポイント>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境に置かれている外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通を支援します。
- 感染拡大時の業務継続や需要喚起の観点から食品流通事業者等が行う品質管理の高度化等の施設整備などの取組を支援します。

<政策目標>

- 食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0% [令和3年度まで]）
- 食料品流通業者の経営が新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復（令和元年の販売額：120兆円（商業動態統計））

<事業の内容>

1. 中堅外食事業者資金金融通円滑化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者のうち、セーフティネット保証を受けられない中堅・大手事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応します。

2. 中小食品流通事業者の信用力強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している中小食品流通事業者等において、品質管理の高度化等施設の整備に係る民間金融機関からの資金調達が可能となるよう債務保証により信用力を強化するとともに、既往の債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応します。

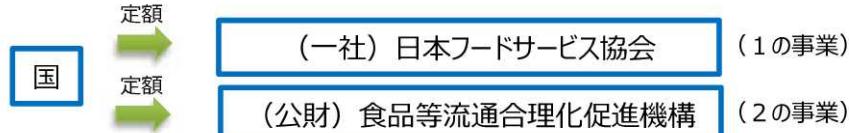
保証対象者

下記事業の認定を受けた食品流通事業者等

保証対象事業

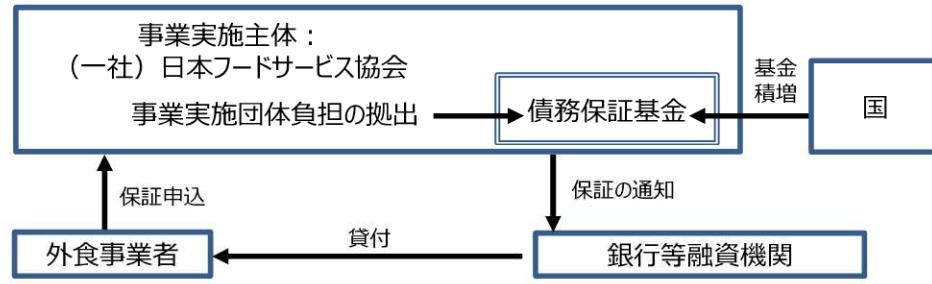
食品等流通法に基づく認定食品等流通合理化事業（品質管理の高度化、流通の効率化等）などの実施に必要な資金に係る民間金融機関からの借入を対象

<事業の流れ>

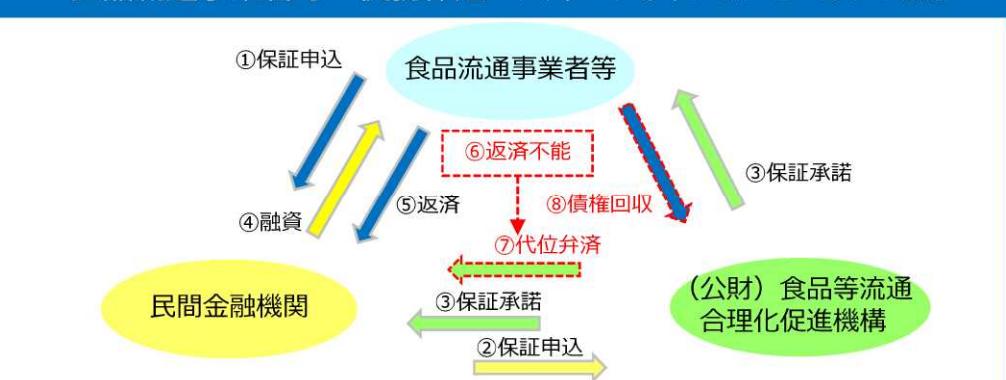


<事業イメージ>

1. 外食事業者の債務保証基金への支援スキーム図



2. 食品流通事業者等の債務保証のスキーム図



[お問い合わせ先] (1の事業) 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)
(2の事業) 食料産業局食品流通課 (03-3502-8267)

11 輸出原木保管等緊急支援事業

【令和2年度補正予算額 991百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大により、林業・木材産業においては、資材難による住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、国内外での**木材需要の減少**やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっており、**事業者の事業継続に影響が生じています**。このため、滞留している**原木の保管費用等を支援します**。

<政策目標>

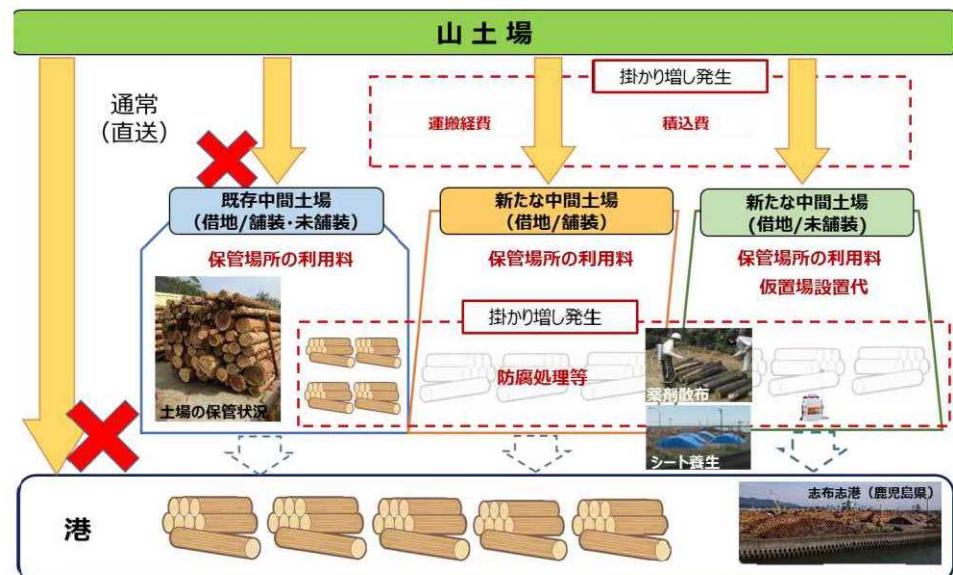
毀損した商流の維持・拡大

<事業の内容>

○ 輸出原木保管等緊急支援事業

一時保管場所に滞留している原木の保管費用や、一時的な保管場所を利用するための**運搬経費、借地料、長期保管**が必要となったために発生する**防腐処理費用等の掛かり増し費用**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

12 特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）

【令和2年度補正予算額 3,195百万円】

<対策のポイント>

漁業者団体等が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける魚種の過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管（＝調整保管）する際の買取資金、保管料、運搬料等を支援します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける水産物の価格下落の抑止

<事業の内容>

(1) 買取資金の助成

輸出の停滞等により需要又は取引価格が下落し、生産面での調整が困難であるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける水産物を、漁業者団体等が買い取り、保管するために必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、金利相当分に対して助成（無利子化）します。

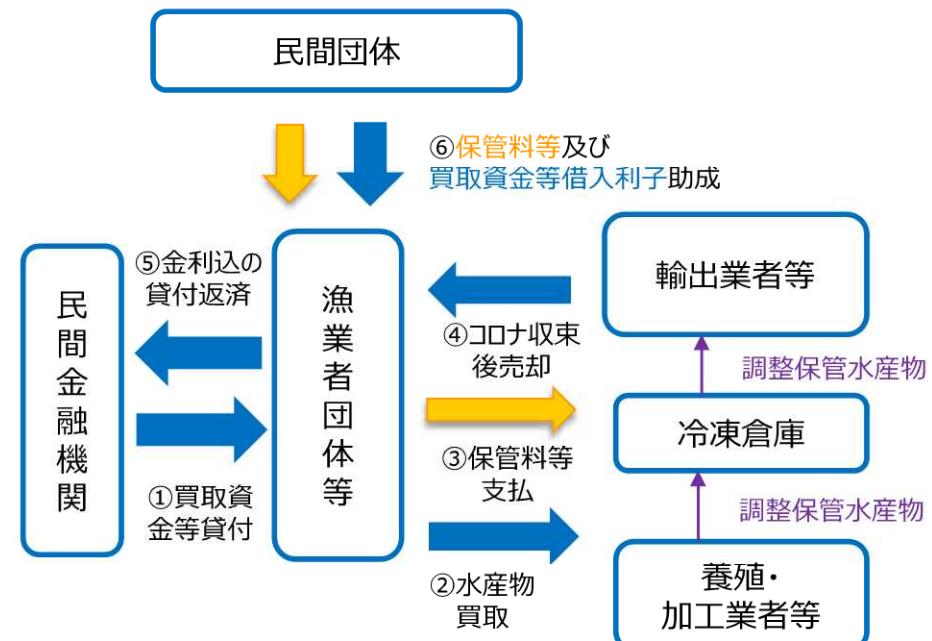
(2) 調整保管等に係る経費助成

新型コロナウイルス感染収束後、保管していた水産物を順次放出するまでの期間の調整保管に要する保管料、入出庫料、加工料、運搬料を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 水産庁加工流通課（03-6744-2350）

13 肉用子牛流通円滑化等緊急対策

【令和2年度ALIC事業 984百万円】

<対策のポイント>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、**肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため**、生産者のやむを得ない計画出荷に係る掛かり増し経費を支援します。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、肉用子牛価格、特に離島において**価格の低下が大きい**ため、離島における肉用子牛取引の活性化を支援します。

<政策目標>

- 肉用子牛の出荷が調整されることにより、**肉用子牛流通の停滞を解消**
- 子牛価格の低下が大きい離島における**子牛取引の活性化**

<事業の内容>

1. 肉用子牛流通円滑化緊急対策

- 生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷調整を行う場合、計画出荷に係る掛け増し経費（飼料費等）を支援します。

<事業イメージ>

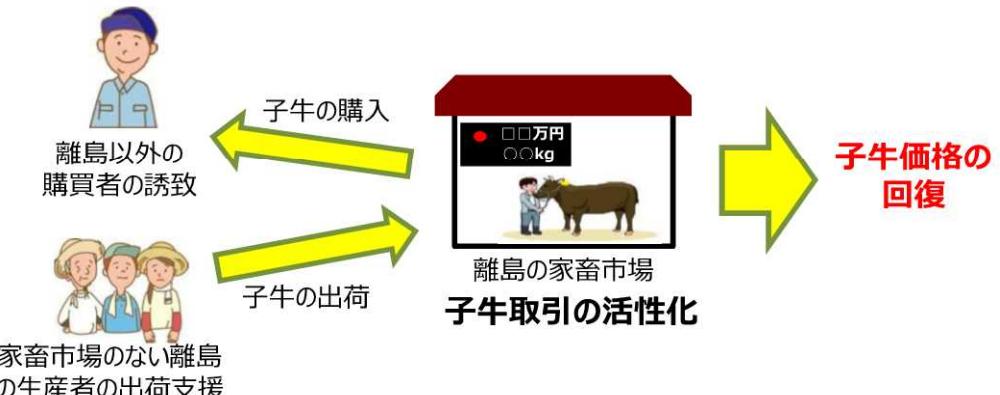
1. 肉用子牛流通円滑化緊急対策



2. 離島等子牛流通活性化支援

- 肉用子牛の価格低下が大きい離島において、子牛取引の活性化を図るため、本土の購買者及び離島の肉用子牛生産者に対して、海上運賃の**9/10相当**の奨励金を交付します（現行：2/3相当）。

2. 離島等子牛流通活性化支援



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

14 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

【令和2年度ALIC事業 30,531百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内外の需要減少により枝肉価格が低下し、畜産農家の経営悪化が懸念されます。このため、優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や出荷延期に伴う掛かり増し経費等を支援します。

<政策目標>

- 出荷体重増加、肥育期間短縮、事故率低減による、**肥育経営の体質強化、牛肉生産の安定化**
- 資金繰り対策の実施による、畜産経営の維持・継続

<事業の内容>

1. 肥育生産支援

- 畜産農家が、肥育生産の計画を作成し、経営の体質強化に資する取組メニューに2つ以上取り組んだ場合、出荷頭数に応じて2万円/頭を交付します。
※枝肉価格が前年同月比30%（40%）下落した場合に取組メニューに3つ以上取り組んだときは、4万円/頭（5万円/頭）を交付します。

2. 計画出荷支援

- 生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費（定額）を交付します。

3. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予

- 牛マルキンの生産者負担金の納付猶予を実施します。（国費分（3/4）の交付）

4. 畜産特別資金の緊急貸付け

- 通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 肥育生産支援



肥育経営の
経営体質を強化

2. 計画出荷支援



牛肉流通の
停滞を解消

[お問い合わせ先] 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)

15 生乳需給改善促進事業

【令和2年度ALIC事業 5,020百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンドの減少やイベント・外出の自粛等により、業務用を中心に牛乳乳製品の需要が大きく減少しています。それに伴い、生乳を脱脂粉乳・バター用に仕向けることで需給調整が行われていますが、過剰生産となっている脱脂粉乳の在庫数量が高水準にあるため、今後、需給調整が困難になるおそれがあります。このため、**脱脂粉乳を飼料用等の需要がある分野で活用する取組を支援し、生乳の需給調整機能を維持します。**

＜政策目標＞

新型コロナウイルスによる牛乳乳製品の需要の減少下においても生乳の需給調整機能を維持

＜事業の内容＞

○ 脱脂粉乳の用途変更等に伴う支援

乳業者団体や生産者団体等が、在庫が高水準にある脱脂粉乳を飼料用等の需要がある分野で活用する取組を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 生産局畜産部牛乳乳製品課 (03-3502-5988)
(03-6744-2128)

16 新型コロナウィルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業

【令和2年度ALIC事業 814百万円】

<対策のポイント>

農場の経営者等に新型コロナウィルス感染症が確認された場合、経営者等が一定期間隔離され、家畜の飼養管理や搾乳等が困難となり、家畜が飼養できなくなるなどの恐れがあるため、代替要員の派遣や家畜の公共牧場への避難等を支援します。

<政策目標>

新型コロナウィルス感染症が発生した場合においても、家畜の飼養を続けることにより畜産物生産を継続、安定的に国産畜産物を供給

<事業の内容>

1. 代替要員等の派遣に対する支援

発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣を支援します。

2. 家畜の公共牧場等への緊急避難、委託管理等に対する支援

発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援します。

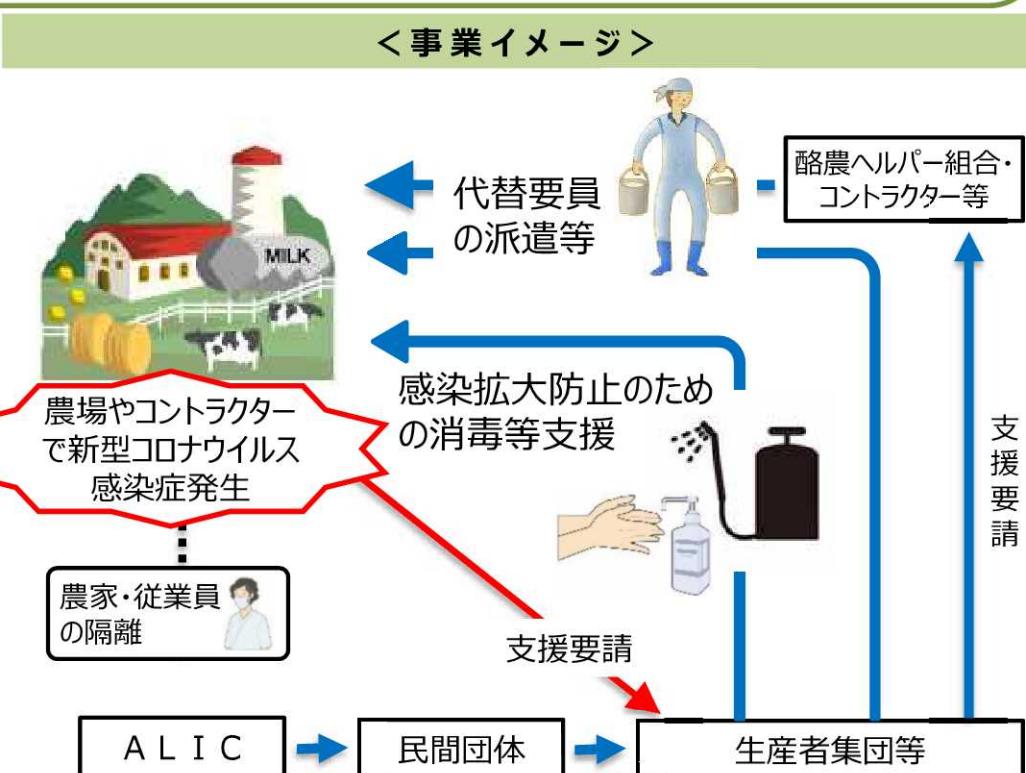
3. 農場等清浄化・感染拡大防止に向けた消毒等経費に係る支援

発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援します。

4. 出荷できない生乳に対する支援

乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(乳用牛:1~4の事業)	生産局牛乳乳製品課	(03-3502-5988)
(肉用牛:1~3の事業)	生産局畜産企画課	(03-3502-0874)
(豚、家きん:1、3の事業)	生産局畜産振興課	(03-3591-3656)
(コントラクター:1、3の事業)	生産局飼料課	(03-3502-5993)

17 高収益作物次期作支援交付金

【令和2年度補正予算額 24,190百万円】

<対策のポイント>

外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

<政策目標>

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化

<事業の内容>

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- 次期作に前向きに取り組む、野菜・花き・果樹・茶など高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。

【定額支援：10a当たり5万円】

2. 需要促進に取り組む生産者への支援

- 需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた対応などの取組を支援します。

【定額支援：10a当たり2万円×取組数】

※ 1、2とも中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 収入保険等に加入することが要件

<事業の流れ>



<事業イメージ>

需要対応生産支援

【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・作型転換に必要な種苗、肥料、農薬等の資材費
- ・土壤改良資材の投入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



機械化体系の導入



被覆資材の導入

需要促進取組支援

【取組例】

- ・新たな契約締結に向けた取組
- ・新品種・新技術導入に向けた取組
- ・海外の残留農薬基準への対応や有機農業、GAP等の取組 等



新品種導入試験



研修会の開催

新たな需要に対応した生産強化

【お問い合わせ先】生産局園芸作物課 (03-6738-7423)

生産局地域対策官 (03-6744-2117)

18 野菜価格安定対策事業

【令和2年度補正予算額 5,597百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食等の需要減少や市場入荷量の増加により野菜価格が著しく低落し、野菜価格安定対策事業の交付額が増加したことから、**価格下落の影響緩和対策として事業を円滑に実施できるよう資金の追加**を行い、野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図ります。

＜政策目標＞

野菜の生産及び出荷の安定を図ることで、市場入荷量及び市場価格の変動を抑制

＜事業の内容＞

1. 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

特定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜価格安定対策事業

契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給事業

契約取引される特定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地要件によらず契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、交付金を交付します。

6. 緊急需給調整事業

重要野菜等の価格が著しく低下し出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

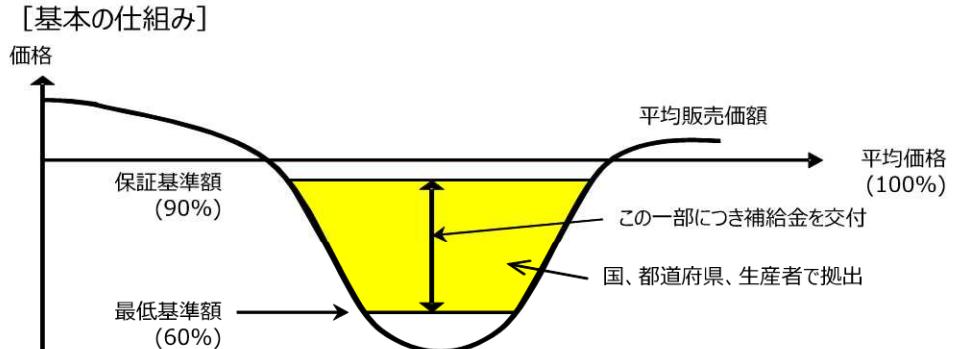
負担金の納付猶予

登録出荷団体等の負担金の納付猶予を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜】

キヤウツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

【特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜】

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまいも、れんこん、しとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【お問い合わせ先】生産局園芸作物課（03-3502-5961）

19 漁業収入安定対策事業

【令和2年度補正予算額 10,199百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染拡大の影響による魚価の下落等により、収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ぶらすの基金の積み増しを行うとともに、積立ぶらすの仮払い及び積立猶予の措置を講じます。

＜政策目標＞

新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少した漁業者の漁業経営の安定

＜事業の内容＞

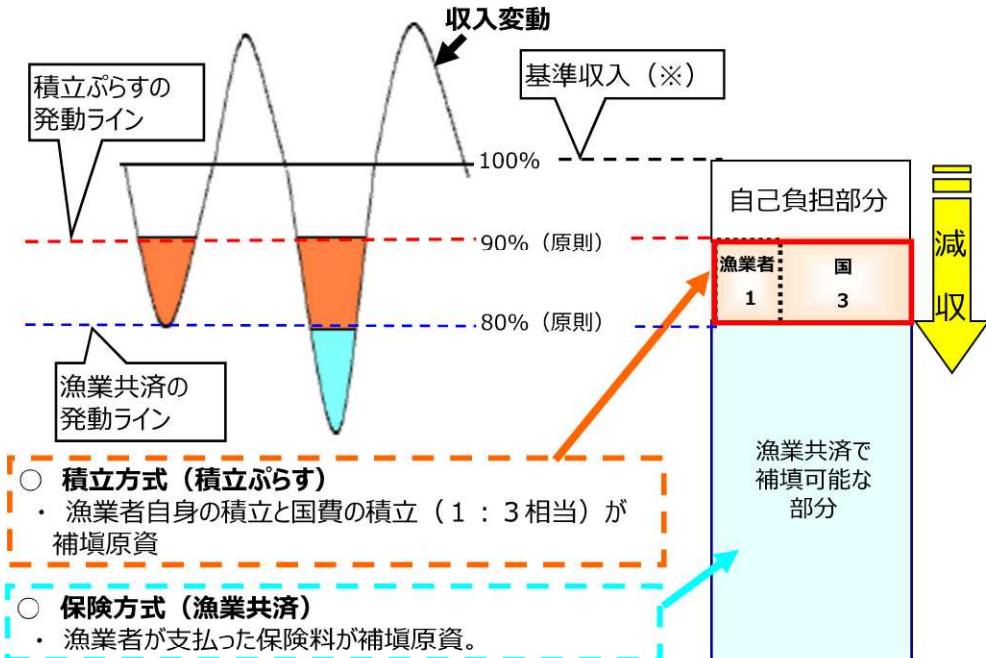
○ 資源管理等推進収入安定対策事業費 <積立ぶらす>

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による魚価の下落等により収入が減少した漁業者の経営を支えるため、基金を積み増します。（漁業者と国の積立金の負担割合は1：3）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者たけ、積立ぶらすについて、次の措置を講じます。
 - ① 漁業者の自己積立金の仮払い。
 - ② 契約時の自己積立金の積立猶予。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



※基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年の平均値

20 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援 【令和2年度補正予算額 15,697百万円】

<対策のポイント>

家庭食の輸出増加や新規・有望市場でのシェア獲得等、輸出の維持・促進を図るため、**物流に対する支援、食品製造設備等の整備・導入支援、新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援等**を実施します。

<政策目標>

毀損した輸出商流の維持・拡大等

<事業の内容>

輸出ルートの維持・確保【20億円】

食品等輸出物流ルート確保緊急対策

- ・新型コロナウイルス感染拡大による大幅な旅客便の減便に伴う生鮮品物流への影響を緩和するため、輸送手段の確保を支援

輸出先国の家庭用シフト、仕向け先転換等に対応するための施設整備等【49億円】

輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援

- ・輸出先国における外食から家庭食へのシフトや、輸出先国のマーケットの急速な回復に対応するため、冷凍食品等の家庭食用化を進めるための製造ラインや保冷庫の整備、小分け機、カット・スライス機、パッキング、ラベルなどの設備の整備や導入を支援

大径原木加工施設整備緊急対策

- ・行き場の無くなった大径材を有効活用し付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援

- ・インバウンド需要を回復させるため、訪日外国人が安心して店舗を利用できる衛生管理の徹底・改善等を推進するための設備の導入や店舗改装等の取組を支援

輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援【35億円】

輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備等支援

- ・輸出等の新規需要獲得のため、安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等に必要な取組を支援

輸出等の新規需要獲得のための原料切替に伴う経費の一部負担に対する支援

- ・輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、3年以上の長期調達契約を締結した食品製造業者・外食事業者に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費の一部を支援

家庭用マーケットをターゲットにしたコメ・コメ加工品の生産ライン整備等支援

- ・家庭用食や非常時における備蓄として海外での関心が高まっているパックご飯の製造ライン等の施設整備等を支援

仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション【53億円】

海外見本市への出展及び国内外での商談会の開催支援

- ・JETROによる海外見本市への出展支援、商談会の開催等を支援

輸出を支える海外の小売・外食、輸出商社等の機能の強化

- ・新たな市場・品目等の輸出を行う輸出商社の商談・商流構築、「日本産食材サポーター店」等における日本産食材キャンペーンを支援

日本産農林水産物・食品の戦略的プロモーション

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている品目について、JFOODOによるオールジャパンでの反転攻勢のためのPRキャンペーンの実施、品目・テーマごとにまとまりをもって輸出を行う団体・事業者による高品質な日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等を支援

高付加価値商品の輸出のための認証取得等支援

- ・輸出商流を有する事業者による水産エコラベル認証水産物の輸出に向けた取組を支援

20-1 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援のうち

輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援

【令和2年度補正予算額 2,399百万円】

<対策のポイント>

輸出先国における外食から家庭食へのシフトや、輸出先国のマーケットの急速な回復に対応するため、冷凍食品等の家庭食用化を進めるための製造ラインや保冷庫の整備、小分け機、カット・スライス機、パッキング、ラベルなどの設備の整備や導入を支援します。

<政策目標>

毀損した輸出商流の維持・拡大

<事業の内容>

1. 冷凍食品等の家庭食用化や新たな輸出先国向けに対応するため
に必要な、製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備
に係る経費を支援します。

- ・ 新たな製造ラインの新設や改修
- ・ 保冷庫の改修や導入
- ・ 小分け機やカット・スライス機の導入
- ・ パッキングのための設備の改修や導入
- ・ ラベル機の導入 等

2. 輸出先国の規制がある場合、整備を迅速に行うために必要な
コンサル費や認証取得等に必要な経費を支援します。

<事業イメージ>



保冷庫の導入



カット・スライス機の導入



新たな製造ライン



保冷庫の改修



多言語ラベル機の導入



パッキング設備の導入



規制対応のためのコンサルや認証取得

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 食料産業局輸出先国規制対策課 (03-6744-2398)

20-2 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援のうち

大径原木加工施設整備緊急対策

【令和2年度補正予算額 1,500百万円】

<対策のポイント>

高齢化した人工林から生産される大径材は、国内で加工できる工場が限られるため、中国へ丸太輸出されていますが、中国国内の移動制限や経済活動停滞によって中国向け丸太輸出が停滞しています。このようなやむを得ない事情により行き場のなくなった大径材を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援します。

<政策目標>

毀損した商流の維持・拡大

<事業の内容>

○ 大径原木加工施設整備緊急対策

行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するため、
大径原木に対応した自動選別機、バーカー（剥皮装置）、加工施設の整備を図る取組を
支援します。

<事業イメージ>

大径材に対応した加工施設を導入



原木選別機



大型バーカー
(樹皮むき機)



大径材用
ツインバンドソー

※整備施設の一例

<事業の流れ>

定額(1/2以内等)

定額(1/2以内等)

国



都道府県



木材関連業者等

[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

20-3 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援のうち

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業

【令和2年度補正予算額 998百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響が終息した後、減少したインバウンド需要の回復を推進するため、訪日外国人が安心して店舗を利用できる衛生管理の徹底・改善等を推進するための取組を支援します。

<政策目標>

食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0% [令和3年度まで]）

<事業の内容>

○衛生管理の徹底・改善に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたインバウンド需要の減少により売上げが減少している飲食店のうち、**事業継続計画（B C P）**を策定した事業者が運営するものについて、**衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等**を支援します。

(支援対象となる取組例)

- ・ 空気換気設備の導入
- ・ 来店客用の手洗い設備の設置
- ・ ビュッフェスタイル等、特に大きな影響が生じた業態において、料理の提供方法や営業形態を変更するために必要な店舗の改装（設計含む）

<事業イメージ>

《イメージ》



空気換気設備
(店内)



空気換気設備
(調理場)



手洗い設備

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)

20-4 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援のうち

輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援

【令和2年度補正予算額 3,501百万円】

<対策のポイント>

今般の新型コロナウイルス感染拡大を機に安定的に調達可能な原料に切り替える動きが見られる中、これを一過性のものとすることなく、継続的に拡大するとともに、輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、そうした原料を使用した加工食品・外食メニューの新商品開発・施設整備や原料切替に伴う調達経費、家庭用食をターゲットとしたコメ・コメ加工品の生産ライン等の施設整備等を支援します。

<政策目標>

食品製造事業者・外食事業者の国産原料割合の拡大、毀損した輸出商流の維持・拡大

<事業の内容>

1. 輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備等

1,501百万円

- 輸出等の新規需要獲得のため、安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援します。

〈支援対象の取組例〉

- ・原料切替による加工食品・外食メニューの開発・PR、調査の取組
- ・新商品製造に必要な機械の改良・開発や製造設備の整備

2. 輸出等の新規需要獲得のための原料切替に伴う経費の一部負担に対する支援

801百万円

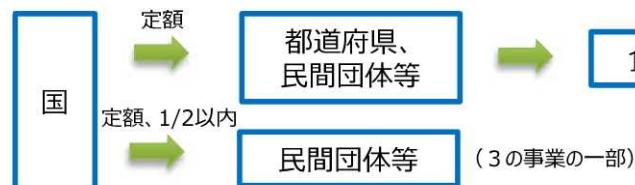
- 輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、**3年以上の長期調達契約を締結した**食品製造業者・外食事業者に対して、**安定調達可能な原料の切替に伴う経費の一部**を支援します。

3. 家庭用マーケットをターゲットにしたコメ・コメ加工品の生産ライン整備等

1,200百万円

- 家庭用食や非常時における備蓄として海外での関心が高まっている**パックご飯の製造ライン**等の施設整備等を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(1及び2の事業)
(3の事業)

食料産業局食品製造課 (03-6744-7180)
政策統括官付穀物課 (03-6744-2108)
政策統括官付農産企画課 (03-6738-6069)

<事業イメージ>

原料切替に伴う食品・外食メニューの開発・施設整備等



新商品の開発



見本市での
PRの様子



箱詰めライン
の改良



共同化設備
の整備

原料切替に伴う経費の支援



原料切替に伴う経費の一部負担

コメ・コメ加工品の生産ライン等の整備等

コメ・コメ加工品の輸出を大幅に増加させるために必要なパックご飯の製造ラインや諸外国の経済活動を見越して輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備、パックご飯等の海外市場開拓を支援。

(GFP又はKKPに加入していることを要件とし、輸出事業者と輸出産地が中長期的に輸出を増加させる契約等を締結している取組に限る。)

20-5 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援のうち 仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション

【令和2年度補正予算額 5,299百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている品目等について、高品質な我が国農林水産物・食品の新たな輸出仕向け及び輸出先国での仕向け先の転換のため、JETROによる海外見本市出展支援、商談会の開催、JFOODOによる重点品目のPRキャンペーン、品目・テーマごとにまとまりをもった海外販路の開拓、輸出を支える海外の小売・外食、輸出商社等の機能強化の取組、高付加価値商品の輸出のための認証取得等を支援します。

<政策目標>

毀損した輸出商流の維持・拡大

<事業の内容>

1. 海外見本市への出展及び国内外での商談会の開催支援

我が国農林水産物・食品の新たな輸出仕向け及び輸出先国での仕向け先の転換のため、JETROによる海外見本市への出展支援、商談会の開催等を支援します。

2. 日本産農林水産物・食品の戦略的プロモーション

JFOODOによるオールジャパンでの反転攻勢のためのPRキャンペーンの実施、品目・テーマごとにまとまりをもって輸出を行う団体・事業者による高品質な日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等を支援します。

3. 輸出を支える海外の小売・外食、輸出商社等の機能の強化

新たな市場・品目等の輸出を行う輸出商社の商談・商流構築、「日本産食材サポート店」、現地の輸入商社における日本産食材キャンペーンを支援します。

4. 高付加価値商品の輸出のための認証取得等支援

輸出商流を有する事業者による水産エコラベル認証水産物の輸出に向けた取組を支援します。

<事業イメージ>



海外見本市への出展支援



海外見本市での商談



和牛の販路開拓



水産物の販路開拓



青果物の販路開拓



日本産食材センターでの
日本産食材キャンペーン

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 食料産業局海外市場開拓・食文化課 (03-3502-3408)

21 国産農畜産物供給力強靭化対策

【令和2年度補正予算額 14,300百万円】

<対策のポイント>

産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援し、新型コロナウイルスにより顕在化した新たな需要に対応します。

<政策目標>

- 令和3年度に国産野菜の加工・業務用仕向け量を5%増（現行：98万t → R3：103万t）
- 事業実施主体と工業事業者の契約等により、建設資材の発注や作業員の確保による早期の経済活動の活性化に寄与

<事業の内容>

産地や実需者などサプライチェーンの各主体が連携して、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給等を図るため、野菜等のカット、冷凍、安定出荷等に必要な施設の整備・改修等を支援します。

対象事業内容：農産物処理加工、集出荷貯蔵、

生産技術高度化施設・設備の緊急的な導入・増強、
既存設備の改修・不要設備の撤去等

交付率：1/2以内

<事業イメージ>



<事業の流れ>



新型コロナウイルスで顕在化した新たな需要への対応

[お問い合わせ先] 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)



経済産業省

②持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）—（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本しつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、
売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆資本金10億円以上の大企業を除き、
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス
を含む個人事業者を広く対象とします。
- また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉**
法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00~17:00)

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ

前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。
電子申請の場合、申請後、**2週間程度で給付**することを想定しています。
※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

法人の方

- ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、**
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等**

個人事業主の方

- ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、**
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等**

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上で申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で
完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を途中に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から6月30日の間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！**

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

* 詳細は裏面をご参照ください。
具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

申請期間：令和2年9月30日までです。

* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
* 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）
※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル） **0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の4つに分かれます）

・関東地区 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・北陸、関西、四国、中国地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・北陸、中部、九州・沖縄地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・北海道地区

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

*詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはできません。
※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

[新型コロナ 休暇支援](#)

[検索](#)



①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
 - ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日
- 「②に該当するに子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
- ・元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日が対象半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い
 - ・対象となります。
- なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。
- 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い
 - ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替ることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
- 助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の方について、農業保険（収入保険、農業共済）の保険料等の支払い期限を延長いたします。

対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、
収入保険の保険料等や、農業共済の共済掛金の支払いが
困難であることの申出を農業共済組合に行っていただいた
農業者の方

内容

- 1 収入保険
保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払期限を
保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を
限度に延長いたします。

2 農業共済

- ①農作物共済、畑作物共済、果樹共済
共済掛金の支払期限を、品目ごとに、
収穫期の1ヶ月前までを限度に、
最長令和2年9月30日まで延長いたします。

②家畜共済、園芸施設共済

- 共済掛金の支払期限を、
令和2年9月30日まで延長いたします。

- 3 加入申請手続の柔軟な対応
対面での手続が困難な方につきましては、電話での加入申込
みを承ります（申請書類は後日提出いただきます。）。

※ 詳細は、お近くの農業共済組合にお問い合わせください。

相談窓口

● 収入保険については、全国農業共済組合連合会又は以下の相談窓口にお問合せください。

全国農業共済組合連合会 TEL:03-6265-4800 ホームページ:<http://nosai-zenkokuren.or.jp>

都道府県	相 談 窓 口	TEL	都道府県	相 談 窓 口	TEL
北海道	北海道農業共済組合連合会	011-271-7235	愛知県	愛知県農業共済組合本所	052-204-2411
みなみ北海道農業共済組合本所	0144-84-5860	三重県	三重県農業共済組合本所	059-228-5135	
北海道中央農業共済組合本所	0164-22-7070	滋賀県	滋賀県農業共済組合本所	077-524-4688	
十勝農業共済組合本所	0155-59-2006	京都府	京都府農業共済組合本所	075-222-5700	
北海道ひがし農業共済組合本所	0153-77-8193	大阪府	大阪府農業共済組合本所	06-6941-8736	
オホーツク農業共済組合	0157-66-6701	兵庫県	兵庫県農業共済組合本所	078-332-7169	
青森県	青森県農業共済組合本所	017-775-1165	奈良県	奈良県農業共済組合本所	0744-21-6312
岩手県	岩手県農業共済組合本所	019-601-7492	和歌山県	和歌山県農業共済組合本所	073-436-0771
宮城県	宮城県農業共済組合本所	022-225-6703	鳥取県	鳥取県農業共済組合本所	0858-37-5631
秋田県	秋田県農業共済組合連合会	018-884-5223	島根県	島根県農業共済組合本所	0853-22-1478
秋田県	秋田県農業共済組合	018-825-7316	岡山県	岡山県農業共済組合本所	086-277-5548
由利農業共済組合	0184-24-3301	広島県	広島県農業共済組合本所	082-262-4711	
山形県	山形県農業共済組合本所	023-665-4700	山口県	山口県農業共済組合本所	083-972-7500
福島県	福島県農業共済組合本所	024-521-2730	徳島県	徳島県農業共済組合本所	088-622-7731
茨城県	茨城県農業共済組合連合会	029-215-8882	香川県	香川県農業共済組合本所	087-899-8977
水戸地方農業共済事務組合	029-293-8801	愛媛県	愛媛県農業共済組合本所	089-941-8135	
県央南農業共済組合本所	0296-72-7321	高知県	高知県農業共済組合本所	088-856-6550	
茨城北農業共済事務組合本所	0294-72-6226	福岡県	福岡県農業共済組合本所	092-721-5521	
鹿行農業共済組合	0299-90-4000	佐賀県	佐賀県農業共済組合本所	0952-31-4171	
茨城県みなみ農業共済組合	029-839-0161	長崎県	長崎県農業共済組合本所	0957-23-6161	
茨城県西農業共済組合	0296-30-2912	熊本県	熊本県農業共済組合本所	0964-25-3202	
栃木県	栃木県農業共済組合本所	028-683-5531	大分県	大分県農業共済組合本所	097-544-8110
群馬県	群馬県農業共済組合本所	027-251-5631	宮崎県	宮崎県農業共済組合本所	0985-41-4747
埼玉県	埼玉県農業共済組合本所	048-645-2141	鹿児島県	鹿児島県農業共済組合連合会	099-255-6161
千葉県	千葉県農業共済組合本所	043-245-7447	北薩農業共済組合	0996-53-0666	
東京都	東京都農業共済組合	042-381-7111	かごしま中部農業共済組合	0995-59-3211	
神奈川県	神奈川県農業共済組合本所	0463-94-3211	鹿児島県	鹿児島県農業共済組合	099-482-0205
山梨県	山梨県農業共済組合本所	055-228-4711	肝属農業共済組合	0994-48-3180	
新潟県	新潟県農業共済組合連合会	025-266-4141	熊毛農業共済組合	0997-27-2278	
新潟県	新潟県農業共済組合本所	025-282-9292	大島農業共済事務組合	0997-63-2442	
中越農業共済組合	0258-36-8050	南大島農業共済組合	0997-86-2389		
富山県	富山県農業共済組合本所	076-461-5333	沖縄県農業共済組合本所	098-833-8132	
石川県	石川県農業共済組合本所	076-239-3111	沖縄県	沖縄県農業共済組合本所	0538-42-2816
福井県	福井県農業共済組合本所	0778-53-2701			
長野県	長野県農業共済組合本所	026-217-5919			
岐阜県	岐阜県農業共済組合本所	058-270-0082			
静岡県	静岡県農業共済組合連合会	054-251-3511			
静岡県	静岡県東部農業共済組合本所	055-949-1063			
静岡県	静岡県中部農業共済組合本所	0547-37-1751			
静岡県	静岡県西部農業共済組合本所	0538-42-2816			

(ホームページ)

農林水産省経営局保険監理官
TEL : 03-3502-7380
ホームページ: <https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohaken/>

